明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（略）			
第十九条第一項	受給権者	一　変更前及び変更後の氏名並びに生年月日	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる者を除く。）
		一の二　個人番号又は基礎年金番号	一　変更前及び変更後の氏名並びに生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
第十九条第二項第二号	市町村長の証明書又は戸籍の抄本		市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二十七条（第三十八条、第四十七条、第五十条及び第六十条の八において準用する場合を含む。）を除き、以下この節において同じ。）の証明書又は戸籍の抄本
第二十条	（略）	（略）	（略）
	二　変更後の住所	二　変更後の住所	二　変更後の住所 二の二　個人番号又は基礎年金番号
第二十一条	機関を変更	機関若しくは当該機関の預金口座の名義を変更	機関若しくは当該機関の預金口座の名義を変更
	二　年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関	二　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号	二　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

（略）			
第十九条第一項	（新設）	一　変更前及び変更後の氏名並びに生年月日	（新設）
		一の二　基礎年金番号	
第十九条第二項第二号	市町村長の証明書又は戸籍の抄本		市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二十七条（第三十八条、第四十七条、第五十条及び第六十条の八において準用する場合を含む。）を除き、以下この節において同じ。）の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）
第二十条	（略）	（略）	（略）
	二　変更後の住所	二　変更後の住所	二　変更後の住所 二の二　基礎年金番号
第二十一条	（新設）	（新設）	（新設）
	二　年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関	二　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号	二　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号